

# 指定居宅介護支援事業所 あわ在宅介護支援センター 重要事項説明書

当センターは介護保険の指定を受けています。  
(徳島県指定 第3671600017号)

当センターは、ご利用者に対して居宅介護支援サービスを提供します。提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明いたします。

## ◆◆ 目次 ◆◆

1. 事業所経営法人	2
2. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口	2
3. 指定居宅介護支援事業所「あわ在宅介護支援センター」の概要	2
指定番号およびサービス提供地域	
事業所の職員体制と職務	
営業時間	
4. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの主な内容	2
5. 利用料金	3
利用料	
交通費	
解約料	
その他の料金	
支払方法	
6. サービスの利用方法	4
サービスの利用開始	
サービスの終了	
7. 当事業所の居宅介護支援の特徴等	5
事業の目的	
運営の方針	
居宅介護支援の実施概要等	
その他	
8. サービス利用に当たっての留意事項	6
利用者の方からの連絡のお願い	
その他	
9. サービス内容に関する苦情	7
当事業所利用者相談・苦情担当	
行政機関その他の苦情受付機関	
10. 緊急時及び事故発生時等の対応	7
連絡	
再発防止	
損害賠償	
11. 業務継続計画などについて	7
12. 個人情報保護	8
秘密保持	
個人情報の利用目的	
13. 居宅介護支援におけるサービス利用割合等について	8
14. 虐待の防止について	9
15. 感染症の予防及びまん延防止について	9
16. 担当介護支援専門員	9

# 指定居宅介護支援事業所 あわ在宅介護支援センター重要事項説明書

## 1. 事業所経営法人

法人名 社会福祉法人 蓬莱会  
法人所在地 徳島県阿波市阿波町北整理1番地1  
電話番号 0883-35-6085  
代表者氏名 理事長 大塚 忠廣  
設立年月日 昭和54年10月22日

## 2. 当事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話 0883-35-7202(午前9:00～午後18:00まで)  
担当 竹田 弥生 西岡美紀 住友祐一  
※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 3. 指定居宅介護支援事業所あわ在宅介護支援センターの概要

### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	あわ在宅介護支援センター
所在地	徳島県阿波市阿波町北整理1番地1
施設長氏名	三宅 成
介護保険指定番号	徳島県指定 第3671600017号
サービスを提供する地域※	阿波市(旧市場町大俣村及び旧阿波町伊沢谷辺地除く)

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 事業所の職員体制と職務

	職務	資格	常勤	非常勤	計
施設長・介護支援専門員	施設運営	介護福祉士	1名		1名
管理者・主任介護支援専門員	管理運営 居宅サービス計画 作成に関する業務	社会福祉士	1名		1名
介護支援専門員	居宅サービス計画 作成に関する業務	介護福祉士	2名		2名

### (3) 営業時間

月～土曜日	午前9時00分～午後6時00分 * 電話 0883-35-7202
-------	-----------------------------------

※ 営業をしない日 日・祝祭日及び12月30日から1月3日まで

休日及び営業時間外の連絡先 併設施設:蓬莱荘 電話0883-35-6085

24時間連絡が可能です。担当の介護支援専門員の名前をお伝えください。

## 4. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの主な内容

### 1. 居宅サービス計画の作成

介護支援専門員による利用者宅の訪問と利用者及び家族への面接、実態把握

利用者等への情報提供

居宅サービス計画原案の説明と同意

居宅サービス計画の利用者及び担当者への交付

## 2. サービスの実施状況の継続的な把握、評価

居宅サービス計画変更時の訪問及び利用者・家族への面接

サービス担当者会議の開催または担当者への照会(要介護認定時・更新時・変更時等)

少なくともひと月に1回、利用者の居宅の訪問、面接しモニタリング結果を記録

## 3. 介護保険施設の紹介等

## 5. 利用料金

### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、居宅介護支援利用料は、介護保険制度から全額給付されるので利用者の自己負担はございません。

※ 但し、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われない場合があります。

※ また、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は、利用状況等に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日各市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

【基本単位】居宅介護支援費 I i1	1,086単位/月	要介護1・2の場合、取扱件数45件未満
【基本単位】居宅介護支援費 I i2	1,411単位/月	要介護3・4・5の場合、取扱件数45件未満
担当件数については、定員以上の中山間居住者受入や災害時感染症発生時受入の例外的取扱あり		
中山間地域居住者加算	基本単位に5%加算	サービス提供地域以外の中山間地域居住者に対し加算
初回加算	月300単位加算	新規、要支援⇒要介護、要介護状態区分2区分以上変更
入院時情報連携加算 I	月250単位加算	入院日当日に情報提供を行った場合
入院時情報連携加算 II	月200単位加算	入院から3日以内に情報提供を行った場合
退院退所加算 I 1	450単位加算/回	退院退所時、情報提供をカンファレンス以外の方法で1回受けている場合
退院退所加算 I 2	600単位加算/回	退院退所時、情報提供をカンファレンスにより1回受けている場合
退院退所加算 II 1	600単位加算/回	退院退所時、情報提供をカンファレンス以外の方法で2回受けている場合
退院退所加算 II 2	750単位加算/回	退院退所時、情報提供を2回受け、うち1回以上はカンファレンスによる場合
退院退所加算 III	900単位加算/回	退院退所時、情報提供を3回以上受け、うち1回以上はカンファレンスによる場合
緊急時居宅カンファレンス加算	200単位加算/回	病院等の求めで居宅を訪問しサービス利用調整を行った場合(月2回まで)
ターミナルケアマネジメント加算	月400単位加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上訪問等を行った場合、ACPIに沿った取組
通院時情報連携加算	50単位加算/回	本人の診察に同席し医師等と情報連携を行った場合(月1回まで)
特定事業所加算 I	月519単位加算	下記要件1.3.6～16
特定事業所加算 II	月421単位加算	下記要件2.3.6～15
特定事業所加算 III	月323単位加算	下記要件2.4.6～15
特定事業所加算 A	月114単位加算	下記要件2.5.6～15、7.8.13.14は他事業所との連携でも可
特定事業所加算算定要件【当事業所は特定事業所加算算定事業所です】 1.主任介護支援専門員2人、2.主任介護支援専門員1人、3.常勤専従介護支援専門員3人、4.常勤専従介護支援専門員2人、5.常勤専従介護支援専門員1人及び連携事業所と兼務の介護支援専門員1人、6.情報留意事項伝達の為の会議開催週1回、7.連絡相談体制24時間確保、8.介護支援専門員ごとの個別研修計画、9.支援困難事例受入、10.地域包括支援センター主催事例検討会参加、11.運営基準減算・特定事業所集中減算を受けていない、12.一人あたり担当件数40未満、13.介護支援専門員実習受入、14.他法人居宅介護支援事業所と共同で事例検討会実施、15.多様な主体の生活支援サービスのケアプラン位置づけ、16.要介護3～5の利用者割合40%以上		
特定事業所医療介護連携加算	月125単位加算	退院退所加算35回/年、ターミナルケアマネジメント加算5回/年
運営基準減算	50%減算	運営基準が遵守出来ていない場合、2月以上継続は算定しない
特定事業所集中減算	-200単位/月	特定事業所への集中が80%を超える場合

上記費用の額の算定に関する基準は、平成12年2月10日厚労省告示第20号参照とする。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額を変更します。

その場合、変更の内容と変更する事由について変更を行う前にご説明いたします。

(2) 交通費

事業所のサービス提供地域での利用の場合は交通費は無料です。

サービス提供地域外の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

※ 1kmにつき、30円頂きます。

(3) 解約料

利用者、契約者のご都合により本契約を解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画作成途中で解約した場合	前記5の(1)に示す介護報酬月額 $\frac{2}{1}$ 相当額を頂きます。
居宅サービス計画作成、給付管理請求処理終了後解約した場合	料金は一切かかりません。

(4) その他の料金

サービス実施記録の複写物の交付を受けた場合には、1枚につき20円頂きます。

(5) 支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月末までに前月分の請求をいたしますので、7日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は、現金集金とします。

## 6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービス提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

あ) 利用者が介護保険施設に入所した場合

い) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)及び要支援1・2と認定された場合

※ あ)、い)の場合、退所又は要介護と認められる時は、再度契約することができます。

う) 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 7. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 事業の目的

当事業所は、介護保険法の理念に基づき、高齢者が自立した生活をおくれるよう、また老化に伴い介護が必要なものに対して、介護相談や居宅サービス計画の作成等を行うことを目的とする。

### (2) 運営の方針

1. 当事業所は、被保険者が要介護状態等となった場合その可能な限り**居宅**においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行われること。
2. 当事業所は、被保険者の要介護認定等に係る**申請**に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な援助を行う。また、被保険者が申請を行っているか否かを確認しその支援も行う。
3. 当事業所は、被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業者の**連携**を得て、**総合的かつ効果的に介護計画**が提供されるよう配慮し努める。
4. 当事業所は、保険者から**介護認定調査**を委託を受けた場合は公平、中立、さらに被保険者に対し正しい調査を行い、その知識を有するよう研鑽を行う。
5. 当事業所は、利用者の**意思及び人格を尊重**し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう**公正中立**に行い、サービス提供事業者からの独立性を確保する。
6. 当事業所は、事業の運営にあたっては市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との**連携**に努める。
7. 当事業所は、**中重度者や支援困難ケース**への積極的な対応を行うほか、**専門性**を確保し、質の高いケアマネジメントを実施する。

### (3) 居宅介護支援の実施概要等

1. 当事業所は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ初回訪問時又は、利用者から求められたときには、これを提示すべき旨を指導する。
2. 当事業所は、被保険者の介護認定の確認及び申請代行さらに保険者委託の要介護認定調査については、その者の提示する被保険者証の確認を行う。又、要介護認定を受けた者から当事業所を選択された場合は、被保険者証と要介護認定の有無、認定区分と有効期間を確かめる。
3. 介護認定における、保険者の委託調査については、調査の留意事項に精通し、利用者に公平、中立で正確な調査を行う。
4. 当事業所は、各市町村内の被保険者から介護を要する者の発見に努め、要介護認定の申請が行われているか確認し、行われていない場合は、被保険者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう支援する。
5. 要介護認定者等の更新申請は、現在の要介護認定等の有効期間が終了する60日前からできるように必要な支援をする。
6. 当事業所は、要介護認定者の居宅サービス計画を被保険者と家族の意思を尊重して、医療保健サービス、福祉サービス等の多様なサービス事業者と連携し、総合的、効果的に作成し、被保険者の承認を得てサービス提供の手続きを行う。
7. 当事業所は、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるよう居宅サービス計画を作成する。
8. 当事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒否してはならない。
9. 当事業所は、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等

の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対しケアプランを交付する。なお、介護サービスに対して主治の医師等から留意点等が示された場合は、それを尊重して計画を作成する。

10. 当事業所は、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行う。
11. 当事業所は、必要に応じて、利用者が医師の診察を受けるときに同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行うとともに、医師等から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画に記録する。
12. 当事業所は、サービス事業所の選択にあたっては、利用者が希望するサービス事業所等の情報を適正に説明し、利用者もしくはその家族の自由な選択を支援する。利用者は、複数の事業所の紹介を求めたり、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であり、利用者等の選択を求めることなく最初から同一の事業主体に偏った計画原案を提示することは行わない。
13. 当事業所は、障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、特定相談支援事業者等との連携に努める。
14. 当事業所は、退院退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービス計画を提供する作業療法士等の参加のもと居宅サービス計画を作成する。
15. 当事業所は看取り期における本人の意思を尊重し、本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を充実させ、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等に沿った取り組みを行う。
16. 当事業所は、介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みを推進し、介護保険等関連情報等(LIFE)を活用したPDCAサイクルの取り組みに加えて、利用者のデータ及びフィードバック情報をケアマネジメントに活用する。

#### (4) その他

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください
調査(課題分析)の方法	—	居宅サービスガイドライン等による
介護支援専門員への研修の実施	有	計画的に実施します

## 8. サービス利用に当たっての留意事項

### (1) 利用者の方からの連絡のお願い

利用者の方の状況に即した適切なケアプランを作成するために、以下のような場合には、必ず担当の介護支援専門員までご連絡ください。ご連絡のない場合、介護保険給付が支払われないなど、利用者にご負担をかけるような事態が発生する場合がございますので十分にご注意下さい。

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険被保険者証の内容(住所等)に変更があった場合</li> <li>・ 病院、介護保険施設等へ入院、入所した場合</li> <li>・ 利用者の方の身体や精神の状況に変化があった場合</li> <li>・ 利用者の方の住環境や介護状況に変化があった場合</li> </ul> | 等 |
|--|---|

### (2) 入院時の連絡のお願い

居宅介護支援の提供の開始後、利用者がもし入院された場合、担当介護支援専門員の氏名と当事業所の

連絡先を入院先医療機関に提供して下さい。なお、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管して下さるようお願いいたします。

(3)その他

上記以外に、居宅介護支援に関する相談、ご要望、またはご不明な点や不安な事項がございましたら相談窓口までご連絡ください。尚、居宅サービス計画の内容や、介護サービス利用等に変更のご希望等がある場合は、必ず担当の介護支援専門員までご相談下さい。

## 9. サービス内容に関する苦情

(1)当事業所利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情受付窓口(担当者) **竹田 弥生**

**電話 0883-35-7202**

受付時間

月～土曜日 午前9時00分～午後6時00分

日・祝祭日及び12月30日から1月3日までを除く

上記以外は、併設施設:蓬莱荘 電話0883-35-6085までご連絡下さい。

(2)行政機関その他の苦情受付機関

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

徳島県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護サービス苦情処理委員会	所在地:徳島市川内町平石若松78-1 電話番号:088-665-7205 FAX:088-666-0228
徳島県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地:徳島市中昭和町1丁目2番地 (県立総合福祉センター3階) 電話番号:088-611-9988 FAX:088-611-9995
市町村介護保険担当窓口	お住まいの市町村の介護保険担当窓口
阿波市介護保険課	所在地:徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 電話番号:0883-36-6814 FAX:0883-36-5113
	所在地: 電話番号: FAX:

## 10. 緊急時及び事故発生時等の対応

(1)連絡

居宅介護支援の提供に際し、利用者の身体に急変が生じた場合や利用者にはけががあった場合等には速やかに当該保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な援助に努めます。

(2)再発防止

事故が発生した場合には、原因の究明を行い、再発の防止を図ります。

(3)損害賠償

損害賠償が必要な場合には速やかに行います。

## 11. 業務継続計画などについて

当事業所は、業務継続計画を策定し、感染症や非常災害時には計画に従って、各関係機関との連絡調整、

連携協力のもと、必要な措置を講じます。また、職員に対し、業務継続計画を周知するとともに必要な研修や訓練を実施します。

## 12. 個人情報保護

### (1) 秘密保持

事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や個人情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。またサービス提供をするうえで知り得た、利用者およびその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

### (2) 個人情報の利用目的

当事業所または他の事業者が、利用者に対して提供する介護サービスがより妥当適切なものとなるよう、契約の有効期間中に限り、当事業所が利用者および家族等の個人情報を次の目的において用いることがあります。

#### ① 事業所が利用者等に提供する居宅介護支援サービス

- ・介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- ・利用者に関わるケアプランを立案し、円滑にサービスが提供される為を実施するサービス担当者会議における情報提供のため
- ・利用者に関わる保険者、医療機関、介護サービス事業者、社会福祉団体等との連絡調整のため
- ・利用者の利用する介護サービス事業所内のカンファレンスのため
- ・家族等への心身の状況説明のため
- ・その他居宅介護支援サービス提供で必要な場合や緊急を要する場合等の連絡のため
- ・その他当該利用者の介護、医療サービスの向上のために必要な場合

#### ② 介護保険事務

- ・保険事務への委託(一部委託含む)
- ・審査支払い機関へのレセプトの提出
- ・審査支払い機関又は保険者当からの照会への回答

#### ③ 居宅介護支援に係る管理運営業務

- ・居宅介護支援サービス提供に際し発生する介護支援事務
- ・外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ・会計、経理
- ・介護事故、緊急時等の報告
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ・居宅介護支援業務や介護サービスの推進、改善の為の基礎資料
- ・事業所等において行われる事例研究等
- ・事業所等において行われる学生等への実習への協力

## 13. あわ在宅介護支援センター居宅介護支援におけるサービス利用割合等について

### (1) サービスの利用割合

前6ヶ月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合は別紙のとおりです。

### (2) 同一事業者によって提供されたものの割合



前6ヶ月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合は別紙のとおりです。

#### 14. 虐待の防止について

当事業所は、利用者の権利擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じると共に、虐待または虐待が疑われる場合には、速やかに責任者に報告し、これを保険者に通報します。

- ・事業所は虐待防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ・研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ・虐待防止に関する責任者 あわ在宅介護支援センター 施設長 三宅 成

#### 15. 感染症の予防及びまん延防止について

当事業所は、感染症の予防・まん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・感染症の予防・まん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ・事業所における感染症の予防・まん延防止のための指針を整備し、職員に対し、感染症の予防・まん延防止のための研修・訓練を実施します。

#### 16. 担当介護支援専門員

氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 0883-35-7202 (変更になる場合がございます。)

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、利用契約者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	徳島県阿波市阿波町北整理1番地1
	名称	社会福祉法人 蓬莱会 あわ在宅介護支援センター
説明者	氏名	_____ 印

※ なお、事業者より重要事項の説明を受けたかどうかの確認、及び個人情報取り扱いについての同意は、別紙「利用契約書」への署名・捺印をもって確認・同意にかえることとします。

この重要事項説明書は、厚生省令第38号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき利用者及びその家族への重要事項説明のために作成したものです。  
※平成15年4月からの介護報酬額改定に伴い、内容を一部変更しております。  
※平成17年4月からの個人情報保護法の施行に伴い、内容を一部追加しております。  
※平成18年4月からの介護報酬改定に伴い、内容を一部変更しております。  
※平成21年4月からの介護報酬改定に伴い、内容を一部変更しております。  
※平成24年4月からの介護報酬改定に伴い、内容を一部変更しております。  
※平成26年4月からの介護報酬改定に伴い、内容を一部変更しております。  
※平成27年4月からの介護報酬改定に伴い、内容を一部変更しております。  
※平成30年4月からの介護報酬改定に伴い、内容を一部変更しております。  
※令和元年10月からの介護報酬改定に伴い、内容を一部変更しております。  
※令和3年4月からの介護報酬改定に伴い、内容を一部変更しております。  
※令和6年4月からの介護報酬改定に伴い、内容を一部変更しております。